議案第26号	三田市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例の制定について
消防本部	消防団への加入促進及び消防団員の処遇改善を目的として、消防団員の任用資格及び報酬額を改めるに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。

## 【改正趣旨】

平成25年12月13日に公布・施行された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」(平成25年法律第110号)において、住民は居住地、勤務地等の地域における防災活動への積極的な参加に努め(同法第5条)、消防団への積極的な加入が促進されるよう必要な措置を講じ(同法第9条)、大学等の学生が消防団の活動への理解を深めるよう取り組む(同法第12条)こととされ、また団員の処遇の改善のため、活動の実態に応じた適切な報酬・手当の支給について、必要な措置を講ずること(同法第13条)とされた。

また、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する中間答申」(平成26年7月3日消防庁通知)においても、勤務地における被用者及び大学生等の消防団への加入の促進のため任用資格に市内居住に加え、勤務及び通学も認めるべきとされ、出動手当等の処遇の改善についても、地方交付税措置額を踏まえた水準となるよう引上げる必要があるとされた。この趣旨を踏まえ、当該条例を改正しようとするもの。

## 【関係法令】

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律

## 【改正内容】

第3条第1号中「居住する者」を「居住し、勤務し、又は通学する者」に改め、同 条に次の1号を加える。

(4) 団長が特に必要と認める者

別表に規定する手当について、以下のとおりその区分を統合するとともに、増額する。 .

警戒手当 1回 2,000円 式日手当 1回 1,100円 訓練手当 1回 2,300円以内 水・火災出動手当 1回 1,800円

(改正後)

水・火災等災害出動手当 1回 3,000円

水・火災等災害以外の出動手当 1回 2,500円

## 【施行期日】

平成27年4月1日